

事業主向け雇用支援事業
正規雇用化専門家派遣実施要項

平成30年

受託事業者：株式会社プラスキャリア

（事業者：沖縄県）

1 目的

事業主向け雇用支援事業は、国や県、市町村等が行っている雇用施策を含め、雇用支援に関する情報を一元化し、社会保険労務士などの専門家により、事業主向けの雇用相談及び情報発信を行う。相談者の状況に最も適した制度等の紹介及び活用の助言、ならびに関係機関等の案内を行うことにより、新規雇用の促進、正社員化促進、従業員の育成定着支援等を図り、本県の雇用の量の拡大及び質の向上につなげることを目的とする。

本事業の目的を達成するため、本実施要綱を定め、正規雇用化にかかる専門家派遣業を行うこととする。

2 支援内容（正規雇用化専門家派遣）

正規雇用化専門家派遣は、既存の有期契約労働者等を正規雇用化へ取り組む際に直面する初期・準備段階における主に労務面の課題を解決するために、社会保険労務士等の専門家を企業等に派遣し、スムーズに正規雇用化が実現可能となるように様々な個別アドバイス及び支援を行う。企業の正規雇用化の取り組みに対して、専門家を3回派遣する。

1) 支援の概要

支援企業	沖縄本島内に事業所がある企業等
派遣回数	1企業あたり3回まで（1回あたり原則3時間）
費用	専門家の派遣に係る費用は無料（※コンサルティング料、交通費等は不要。）
募集期間	本事業の募集は以下により行います。 平成30年8月6日（月）～9月14日（金）17時まで ※企業数が計画数に達し次第、募集を終了いたします。
募集計画数	10社
専門家の派遣期間	平成30年8月下旬から平成31年2月まで
支援内容例	正規雇用化へ向けた取り組みを支援します ●就業規則における正社員転換規定、雇用契約書の作成、見直しに対するアドバイス ●非正規社員の正社員転換実施までの計画（キャリアアップ計画等含む）に関するアドバイス ●給与テーブルや人事評価法の改正・作成に関するアドバイス ●正規雇用化の手法や留意点に関するアドバイス ●正規雇用化にかかる助成金の取り組みに対するアドバイス

※ 経営改善等による収益向上の相談や公的機関等が実施する既存の専門家派遣の活用が望ましいと判断される内容については、本事業での支援は行いません。

2) 支援対象となる企業等

次の要件を満たす企業等とする。

- (1) 沖縄本島内に本社又は事業所を置く企業（法人及び個人）であること。
- (2) 雇用保険適用事業所設置届を提出していること、又はこれから加入の予定があること。
- (3) 就業規則の整備及び労働条件の明示がなされている企業等であること。
- (4) 現に非正規労働者を雇用していること（非正規労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者、嘱託職員、パートタイム労働者、臨時雇用者等、すべて含みます）。
- (5) 非正規労働者の正規雇用化に取り組む意欲があること。
- (6) 支援終了後、正規雇用化の効果検証に必要な情報提供について協力できること。
- (7) 会社更生法、民事再生法の対象となり、更生手続きもしくは再生手続きをしている者でないこと。
- (8) 過去3年以内に労働関係法令に基づく行政処分を受けていない者。
- (9) 風俗営業を営む者でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。また、その統制の下にある者でないこと。
- (11) 次の(ア)から(オ)のいずれにも該当する者でないこと。

なお、以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照合する場合がある。

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を給与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3) 支援対象企業の経費負担及びご協力いただくことについて

- (1) 社会保険労務士等の専門家派遣費、コンサルタント料の企業負担はありませんが、正規雇用化への取り組みに伴う消耗品、必要備品及び従業員の人件費等をご負担下さい。
また、専門家派遣の際、会議室等場所の確保等をお願いします。
- (2) 事務局及び専門家と円滑に連絡が取れるよう、社内担当者を選定してください。
- (3) 支援終了後、「専門家派遣 結果報告書」にご協力ください。
また、支援終了後は事業の効果検証のため、情報提供にご協力ください。

3 申込方法

申込みを希望する企業等は以下の書類をFAX、又は電子メール【info@goodjob-station.okinawa】にてお送りください。

申請書の電子データは、グッドジョブ相談ステーションのウェブサイトからダウンロードすることが可能です。

- ・ 正規雇用化専門家派遣申請書

【提出書類】

本事業の応募には下記の書類を提出して下さい。

- 正規雇用化専門家派遣申請書（要捺印）

※提出された書類等は返却致しませんので予めご了承ください。

4 選定について

申請書を受理した後は、事務局及び社会保険労務士等専門家において、書類審査等を行い、支援先企業を選定します。なお、提出された申請書については事務局から電話でヒアリングを行います。選考結果は、メールにて通知します。

※結果に対する問い合わせには応じることができません。予めご了承ください。

※申請書に修正が必要な場合は、再提出をお願いする場合があります。

【選定の基準】

- ・ 積極性及び目的意識（正規雇用化に取り組む姿勢）
- ・ 目標の妥当性（本事業の支援する目的と合致していること）
- ・ 適切な実施体制（正規雇用化に向けて適切な担当者の配置等の実施体制が整っていること）

5 専門家派遣実施について

● 初回派遣日の決定

初回訪問日の日程調整について、本事務局から申請書に記載された企業担当者へ連絡を行います。

● 初回派遣時

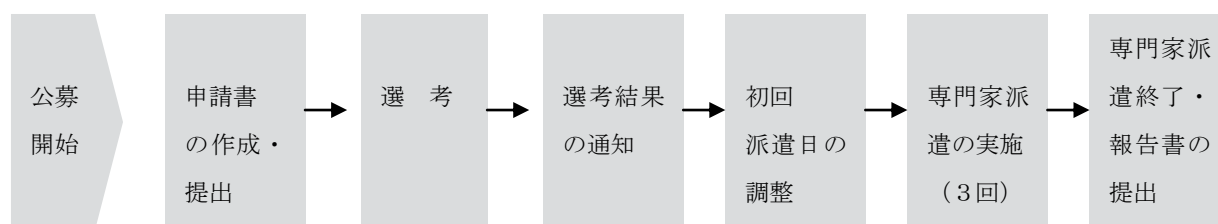
初回派遣時には、申請書をもとに以下について確認します。

- ① 正規雇用化へ向けた課題
- ② 専門家派遣終了までに達成したい目標
- ③ スケジュールおよび実施体制

● 派遣実施中

- ・ 派遣中も「専門家派遣に関する相談」を随時事務局が受け付けます。

- ・実施計画（内容）を変更する場合は、事前に事務局へ連絡をして下さい。
- ・事務局が同行する場合があります。



6 専門家派遣終了後について

「専門家派遣 結果報告書」にご記入のうえ、事務局まで電子メールでご提出ください。

※派遣終了後、1週間以内に事務局までご提出ください。

7 お問い合わせ先

沖縄県 事業主向け雇用支援事業事務局（グッドジョブ相談ステーション）

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-15-10

TEL : 098-941-2044(直通) FAX : 098-941-2044

E-mail : info@goodjob-station.okinawa